

監 査 報 告 書

学校法人 瓶 井 学 園
理事会 御中
評議員会 御中

令和 5 年 5 月 2 6 日

学校法人 瓶 井 学 園
監 事 小 野 好 市
監 事 横 澤 宏 芳



私たちは、学校法人 瓶井学園の監事として、私立
学校法第 3 7 条第 3 項に基づいて同学園の令和 4 年度
(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで)
の業務及び財産の状況について監査いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議委員会に出席するほか
理事から業務の報告を聴取し理事の業務の執行の状況に
関する検討を行い、重要な決裁書類を閲覧し主要な部署
において業務及び財産の状況を調査し、計算書類につき
検討を加えました。

監査の結果、学校法人瓶井学園の業務に関する決定
及び執行は適切であり、計算書類（資金収支計算書、
事業活動収支計算書、貸借対照表、並びに財産目録）は、
会計帳簿と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく
示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為
または法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はない
ものと認めます。